15.12.15
709

第三項ニ掲ケル水道ニ関スル事項ハ内務大臣ノ指揮ヲ承ケ
内務大臣ハ予メ之ヲ外務大臣ニ通知スヘシ
前項ノ事項ニ関シ外務大臣ハ必要ト認ムルトキハ
内務大臣ニ対シ意見ヲ述フルコトヲ得
第三項ノ水道ニ関スル事項ハ日本国政府ニ於テ
之ヲ処理スルモノトス
但シ日本国政府ハ予メ連合国最高司令官ノ承認ヲ
経ルニアラサレハ之ヲ変更シ又ハ廃止スルコトヲ得ス

第十五条 十二月十一日

(省略)

今後ノ御配慮ノ程ヲ

第十四条ニ日本国政府ハ連合国最高司令官ノ
要求ニ応シ日本国ノ経済ヲ支持シ且ツ
之ニ必要ナル資材ヲ供給スヘシ
前記ノ要求ニ応スル為日本国ノ輸出ヲ
増加スルコトヲ要スル場合ニハ日本国政府ハ
輸出ヲ増加スルノ措置ヲ執ルコトヲ
約シテ居ルノデアリマス